

正規職員 診療看護師 (NP) 募集要項

1. 職種・採用予定人員・受験資格

職 種	診療看護師 (NP)
採用予定人員	1名
業務内容	救急外来における下記の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的指示下での初期診察 ・ 特定行為を含む処置の実施 ・ 検査・薬剤等の代行入力 ・ 検査説明
受 験 資 格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療看護師有資格者 (特定行為全38行為取得者が望ましい) ・ 昭和55年4月2日以降に生まれた人 <p>※まずは病院見学にお越しください。 「9. お問い合わせ先・病院見学」にご連絡をお願いいたします。</p> <p>※地方公務員法第16条に該当する人は受験できません (下部参照)。</p>

2. 採用試験

試験内容	適性検査、面接試験、小論文
試験日時	随時 ※ <u>適性検査</u> は受験申込書をご提出いただいた方に URL をお送りし、 <u>試験2日前の正午までに WEB 上で受験していただきます。</u> (所要時間 20 分程度)
集合場所	市立伊丹病院 本館 2 階 総務課

3. 応募手続

申 込 先	〒664 - 8540 伊丹市昆陽池 1 丁目 100 番地 市立伊丹病院 2 階 総務課人事研修担当 TEL 072 - 777 - 3118 (総務課直通)
提 出 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 受験申込書 (当院専用用紙 (A4)・HP からダウンロード可) <input type="checkbox"/> 職務経歴書 (職務経歴について業績等を詳しく記載。A4 様式自由) <input type="checkbox"/> 返信用長形 3 号封筒 (宛名明記・110 円切手貼付) <input type="checkbox"/> 看護師・助産師免許証の写し <input type="checkbox"/> 診療看護師認定資格証の写し <input type="checkbox"/> 特定行為研修修了証の写し <p>※ 受験票の事前送付はありませんので、受理確認をされたい方は、総務課までお電話でお問い合わせください (TEL072-777-3118)。</p>

4. 合格者発表および採用

合格者発表	試験日の約 2 週間後
採用予定日	応相談。健康診断を実施の上、異常がない場合に採用。

5. 給与等（令和6年12月1日時点）

身 分	地方公務員
給 与 月 額	354,590 円 ※ 地域手当、診療看護師手当等一律の手当を含めた額を表示（超過勤務手当は含んでいません。） ※ 看護師免許取得後の経験年数に応じた加算があります。
諸 手 当	規定により地域手当、住居手当、通勤手当、扶養手当、勤務手当等を支給（給与改定等により現行額より変更となる場合がございます。）
期末勤勉手当	支給月 6月・12月（令和5年度実績4.5カ月） 支給率 伊丹市一般職員の給与に関する条例による

6. 勤務体制等

勤 務 体 制	2交代：日勤・8：30～17：15 ・10：30～19：15 夜勤・16：45～翌9：15
休 暇 等	有給休暇（年間20日付与：令和5年度取得実績平均14.9日）・育児休業（最大3年間）・病気休暇・介護休暇・夏季休暇（令和6年度5日付与）・子の看護休暇・忌引休暇等

7. 福利厚生等

年金・貸付等	兵庫県市町村職員共済組合加入（年金・各種給付・貸付制度あり）
福 利 厚 生	伊丹市職員厚生会に加入。レクリエーション行事等福利厚生事業に参加できます。
そ の 他	院内保育所・病児託児あり、被服の貸与あり 夜勤者タクシー利用制度あり（5,000円/回を限度として実費支給）

8. 試験結果の開示

不合格者に対してのみ、総合得点・総合順位を開示します。
開示を希望される場合は、受験者本人が、直接、事務局総務課に申し出てください。
開示を請求できる期間は、不合格の通知を受け取った日から1ヵ月以内としています。
※ 受験者本人以外には開示いたしません。また、電話・FAX・郵便・電子メールなどでの開示請求はできません。

9. お問い合わせ先・病院見学

採用や病院見学に関するお問い合わせは、総務課人事研修担当へお電話かメールください。
市立伊丹病院 総務課人事研修担当 Tel:072-777-3118 mail: itami-hp@city.itami.lg.jp

地方公務員法【抜粋】

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者